

◎ 生産緑地地区の買取り申出の流れ

(生産緑地法)

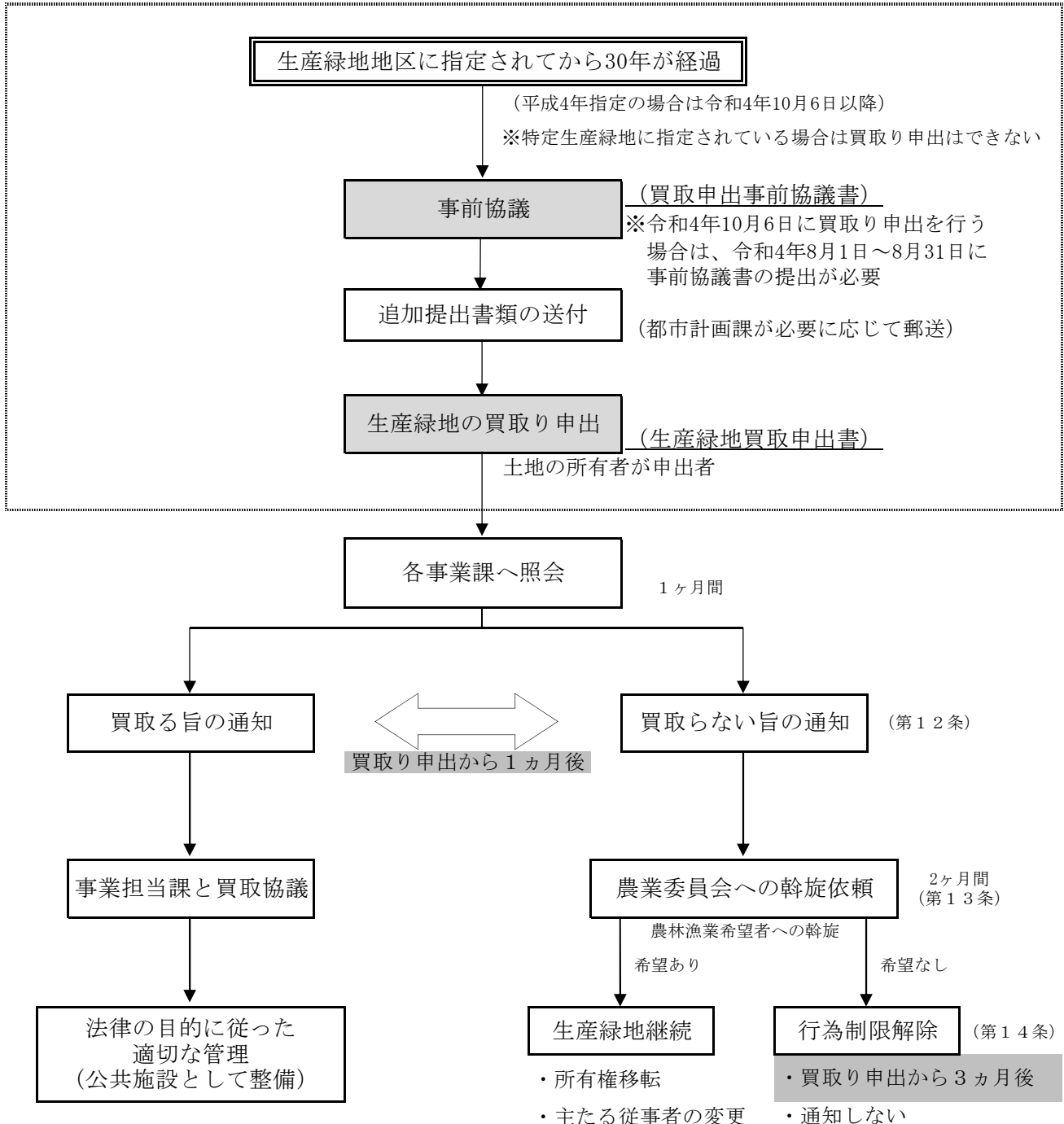
【買取り申出ができる要件】 (第10条)

① 生産緑地地区に指定されてから**30年を経過**する場合 (特定生産緑地に指定されている土地を除く)

② 農林漁業の**主たる従事者が死亡**したり、農林漁業に**従事することを不可能にさせる故障**を有することとなった場合 (特定生産緑地に指定されている土地を含む)

【買取り申出ができる要件】

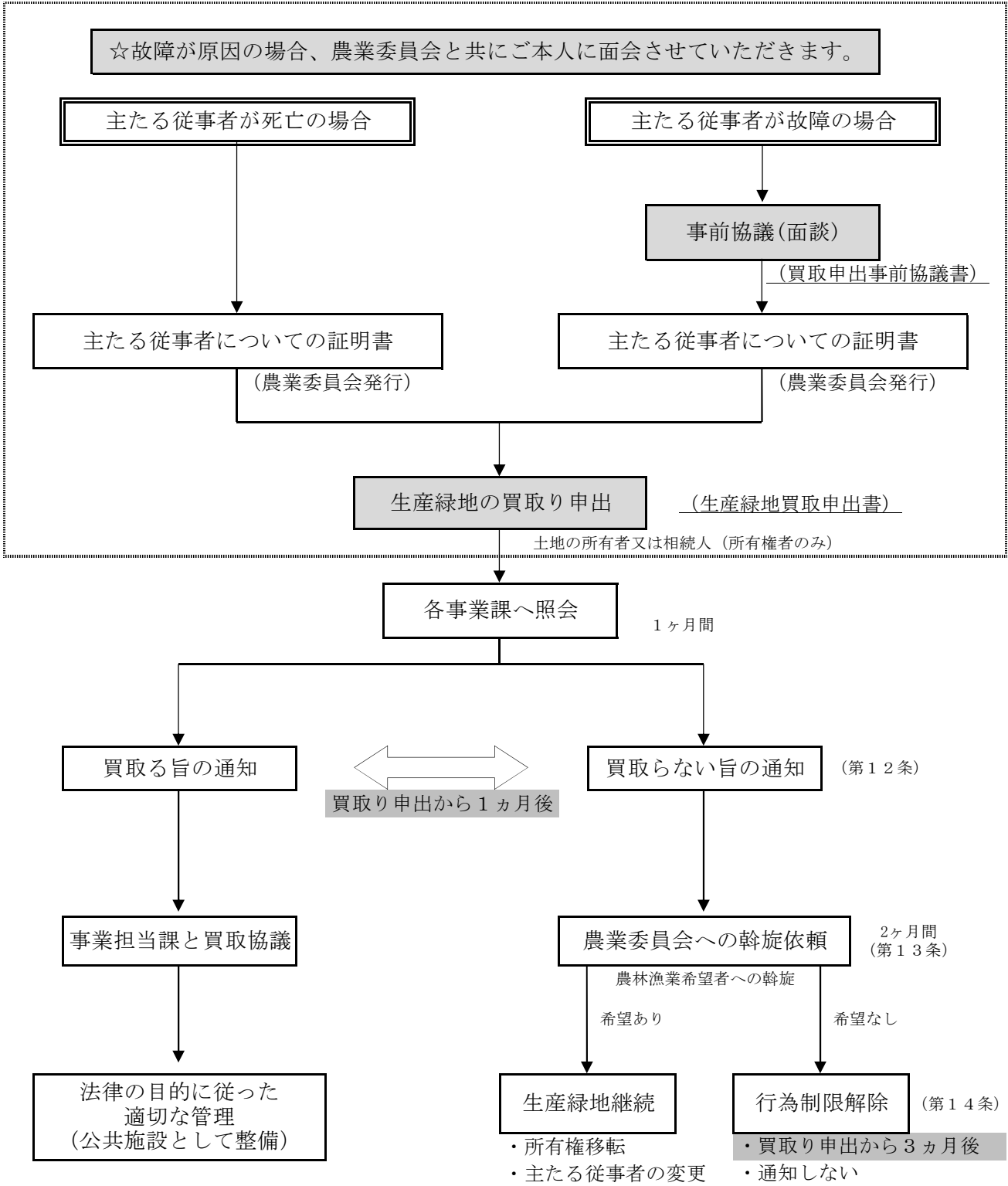
① 生産緑地地区に指定されてから30年を経過する場合 (特定生産緑地に指定されている土地を除く)



詳細については、西宮市 政策局 都市計画部 都市計画課 まで (TEL : 0798-35-3660)

【買取り申出ができる要件】

②農林漁業の主たる従事者が死亡または、農林漁業に従事することが不可能な故障を有する場合



詳細については、西宮市 政策局 都市計画部 都市計画課 まで (TEL : 0798-35-3660)